

令和4年5月20日

保護者の皆様

草津市立草津小学校
校長 中村 真理子

学校内外施設・設備の破損に対する対応について（お知らせ）

新緑の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本校教育の推進に格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、窓ガラス等の学校内外施設・設備の破損につきましては、児童の負傷に直接つながることから、日頃から注意喚起を行っているところです。

また、学校施設・設備の使用にあたっては丁寧な取り扱いをするよう、子どもたちに指導しています。しかしながら、不注意な行為や乱暴な取り扱いによる破損も起きています。

つきましては、学校内外施設・設備の破損については、草津市教育委員会との連携により、原則、下記の通りの対応とさせていただきます。ご理解いただきますとともに、お子様への指導をあわせてお願いいたします。

記

1. 学校内外施設・設備の破損は、原則として当事者（保護者等）が修繕の費用（修繕料）を負担する。
2. 修繕料については、業者の見積によりあらかじめ当事者の了解を求める。
3. 修繕料負担者は、当事者及び関係する児童の保護者とする。